

*特に区別を要する場合を除き、上場会社・3月決算会社・監査役会設置会社をモデル事例とする。

Q16 取締役会の書面決議

Q 取締役会の書面決議を行う場合の注意点は何ですか。

A

書面決議は、利用できる場面や決議の手順等に注意が必要です。

解説

1 問題の所在

取締役が取締役会の決議の目的である事項につき提案をした場合において、取締役の全員が書面により同意の意思表示をし、かつ、監査役が異議を述べなかつたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす旨（いわゆる書面決議）を定款で定めることができます（会社法370条）。

取締役会の書面決議（以下、単に「書面決議」といいます）は、緊急案件や比較的重要性の低い案件でも効率的に対処できるため、実際に多くの会社が書面決議できる旨を定款で定め、その利用は広がっています。しかし、書面決議を利用する場面や手順が問題となります。

2 書面決議を利用できる場面

書面決議を利用できる決議事項に、法令上特段の制限はありません。

取締役が海外出張で取締役会の定足数を満たさないような場合や、敵対的買収への対応方針等の緊急を要する決定を行う場合、社外取締役が本務で参加できないときのほか、取締役会の決議事項のすべてについて書面決議を利用することは可能と考えられます。

しかし、IPO（新規株式公開）の準備中や、対面での時間をかけた慎重な検討が求められるような場合は、WEB会議や電話会議をまず検討するなど書面決議は回避すべきでしょう（Q9「次回の取締役会の開催を待てない場合の対応方法」も参照）。

3 書面決議の手順

① 定款の規定の確認

定款に書面決議の定めがない場合は、株主総会で書面決議できる旨を規定する定款変更を決議しなければなりません。

② 提案書の作成と送信

書面決議の要件として、提案書の具体的な記載事項や様式についての定めはありませんが、

- i 提案した取締役
- ii 書面決議を行いたい旨
- iii 決議する事項
- iv 決議事項に同意する場合の意思表示をしてほしい旨と、その期限

を記載した提案書を作成し、各取締役に送信します。電子メールでの送信でも問題ありません。

書面決議の提案をすることができる取締役には法令上制限はありませんが、実務的には招集権者である代表取締役等が提案している例が多いようです。

決議事項（上記 i）については、できるだけ詳しく具体的な内容を記載しておきましょう。

③ 取締役の同意書および監査役の異議のない旨の確認書の受領
提案書とともに同意書（上記 iv）を送り、署名をして返送してもらえるように手配します。提案書には、同意書の返信期限を記載しておきます。
なお、書面決議の成立のためには、監査役が異議を述べなかったこと（会社法 370 条）についての書面（電磁的記録）の受領は要求されていませんが、異議を述べなかった事実を明確にするため、実務上、全監査役からも異議がない旨の確認書を受領しておくべきです。

また、特別利害関係者である取締役は決議に参加する資格がないので、同意取得は不要です。

以上の書面は、電子メールでの送信でも問題ありません。

④ 取締役会議事録の作成

取締役全員からの同意書、そして全監査役からの異議がない旨の確認書を受領し、書面決議が有効に成立したら、取締役会議事録を作成します。議事録は取締役の同意書とともに 10 年間本店に備え置かれ、株主等の閲覧・謄写請求の対象となります（会社法 371 条 1 項・2 項）。

書面決議をした際は、取締役会議事録に以下の事項を記載します（会社

法施行規則 101 条 4 項 1 号)。

- イ 取締役会の決議があったものとみなされた事項の内容
- ロ イの事項の提案をした取締役の氏名
- ハ 取締役会の決議があったものとみなされた日
- ニ 議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名

なお、法定記載事項ではありませんが、実務上、「監査役が異議を述べなかつた旨」を記載している例も多いようです。

「取締役会の決議があったものとみなされた日」(会社法施行規則 101 条 4 項 1 号ハ)は、取締役全員の同意の意思表示がそろつた時とされています。同意書を異なる日付で順次受領した場合、最後の同意書を受領した時に決議があったものとみなされます。

4 書面決議の対象が登記事項の場合

書面決議の対象が登記事項であるときは、定款とともに、取締役会議事録に代えて、取締役会の決議があったものとみなされることを証する書面を、登記申請書に添付します(商業登記法 46 条 3 項)。しかし、法務省の通達(平成 18 年 3 月 31 日付法務省民商第 782 号法務省民事局長通達 48 頁)により、上記③の会社法施行規則 101 条 4 項 1 号の内容を記載した取締役会議事録を、取締役会の決議があったものとみなされることを証する書面として取り扱って差し支えないとされています。

取締役会を開催したときの議事録と異なり、出席取締役および監査役が存在しないので、署名または記名押印は不要とされています。議事録の作成を行つた取締役に関しても、署名または記名押印に関する定めはなく、不要です。

しかし、書面決議の対象が代表取締役選定の場合、変更登記申請書には、取締役全員の同意書(実印の押印と印鑑証明書が必要)か、取締役会議事録に出席した取締役および監査役の実印の押印と印鑑証明書を、変更登記申請書に添付することが必要とされています(商業登記規則 61 条 6 項 3 号)。ただし、登記所に提出されている代表取締役の印鑑が取締役会議事録に押印されている場合は、各取締役の印鑑証明書は不要です(同項

ただし書)。

5 常に書面決議のみとすることはできない

取締役会は、常に書面決議のみとすることはできません。

代表取締役（業務執行取締役）は、業務執行に関する報告のため、最低3か月に1回は実際に取締役会を開催しなければなりません（会社法372条2項、363条2項）。

また、担当者が各取締役のもとを回り、議案の賛否を確認して決議をする「持ち回り決議」は無効である（最判昭和44・11・27民集23巻11号2301頁）といったことにも注意が必要です。

〔参考資料〕

- ・ 澤口実＝三浦亮太「会社法実務の主要論点（1） 取締役会運営上の留意点」商事法務1889号（2010）17頁
- ・ 相澤哲ほか「電磁的方法・電磁的記録、設立、精算、持分会社、電子公告」相澤哲編著『別冊商事法務No.300 立案担当者による新会社法関係法務省令の解説』（商事法務、2006）145頁
- ・ 塚本英巨「実務問答会社法第65回 電子メール等の方法による取締役会の決議の省略等」商事法務2302号（2022）127頁
- ・ 小林章博「取締役会の法務〔Ⅲ〕 取締役会の運営（2）」商事法務2274号（2021）65頁
- ・ 落合誠一編『会社法コンメンタール第8巻 機関（2）』（商事法務、2009）314頁〔森本滋〕
- ・ 澤口実『Q & A 取締役会運営の実務』（商事法務、2010）196頁
- ・ 三井住友信託銀行証券代行コンサルティング部編『株主総会・取締役会・監査役会の議事録作成ガイドブック〔第3版〕』（商事法務、2022）262頁